

五泉市農業委員会

令和4年 第7回 定例総会議事録

会議開催 令和4年7月29日(金) 午後2時00分
場 所 五泉市福祉会館 3階 大会議室

出席委員(19人)

1 番	大湊 弘明	2 番	渡辺 清滋
3 番	今井 聡	4 番	亀山 公子
5 番	大槻 彰吉	6 番	高橋 喜美子
7 番	川村 孝雄	8 番	林 毅
9 番	権平 孝男	10 番	金子 信行
11 番	小泉 和吉	12 番	長谷川 亘
13 番	渡邊 利雄	14 番	羽賀 隆
15 番	阿部 伸由	16 番	樋口 勝俊
17 番	酒井 美奈子	18 番	加藤 健一
19 番	松尾 タカ子		

欠席委員

無し

関係説明者

局 長	山口 広也	次 長	五十嵐 敦
村松事務所長	本間 泰巳	係 長	阿部 隆
主 査	松村 徹		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地転用事業変更承認申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農
地利用集積計画について

議案第 6 号 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出
について

局 長 それでは、ご案内の時間となりましたので、令和 4 年第 7 回定例総会を開催いたし
ます。

会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第 4 条により議長として進行
をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和 4 年 第 7 回総会を開会いたします。

日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19 人中、全員で、定足数に達
しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日 1 日限りとし、議事日
程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございません
か。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員
会会議規則第 13 条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、
ご一任いただけますか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号 7 番 川村孝雄 委員、8 番 林毅 委員にお願いします。また、
議事録の記録員は、事務局阿部係長にお願いします。

続きまして、日程「7 農地パトロールの報告」に入ります。

調査班の班長 4 番 亀山公子 委員から報告してもらいます。

調査班長（亀山公子 委員）

はい議長。議席番号 4 番、現地調査班 亀山です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として 7 月の農地パトロールを実施しまし
た。本日 9 時 00 分から私ほか、渡邊 委員、林 推進委員、伊藤 推進委員と、事務局
の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、下条、丸田、五泉字行塚、南本町、赤海、土堀、論瀬、一本杉、村

松地区では、長橋、下阿弥陀瀬、愛宕、宮野下等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。
最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。
今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数8件で、売買が3件、交換が2件、贈与が3件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3ページをご覧ください。番号1番は、売買での所有権移転の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、田1筆、面積213㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

7ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3ページに戻っていただき、番号2番は、売買での所有権移転の案件となります。譲渡人の破産処理のため、田6筆、畑6筆、合計面積7,066㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

8ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

4ページをご覧ください。番号3番は、売買の案件となります。譲受人の経営規模拡大のため、畑1筆、面積727㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

9ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

5ページをご覧ください。番号4番と番号5番は、交換の案件となります。双方の耕作の便を図るため、隣り合う農地、畑1筆、面積17㎡、田1筆、面積17㎡を交換するものです。

10ページおよび11ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当

せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

5 ページに戻っていただき、番号 6 番は、贈与の案件となります。譲受人の耕作の便を図るため、田 1 筆、面積 978 m²を贈与するものです。

12 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

6 ページをご覧ください。番号 7 番は、贈与の案件となります。譲受人の耕作の便を図るため、田 1 筆、面積 1,038 m²を贈与するものです。

13 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

6 ページに戻っていただき、番号 8 番は、贈与の案件となります。譲渡人が県外在住で管理ができないため、畑 1 筆、面積 793 m²を近隣の方へ贈与するものです。

14 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（亀山公子 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は五泉字行塚地内の田で、番号 2 番は土堀地内の田および休耕畑、番号 3 番は宮野下地内の畑、番号 4 番は丸田地内の畑、番号 5 番は丸田地内の畑、番号 6 番は下条地内の畑で、番号 7 番は下条地内の田、番号 8 番は論瀬地内の畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

渡辺清滋 委員 はい。

議 長 はい、渡辺委員。

渡辺清滋 委員

2 番、渡辺です。よく分からないので教えてください。3 ページの 1 番、〇〇さんと△△さんの売買があります。そして 63 ページにも同じ方同士です。これも売買です。どうして、片方は農地法第 3 条で 63 ページの方は農業経営基盤強化促進法に。初めから農業経営基盤強化促進法で処理したら良いのではないかなと思ったのですが、どう違うのかお聞かせください。

議 長 事務局、説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 はい、どうぞ。

阿部係長 お答えいたします。今ほどの渡辺委員からのご質問であります、3 ページの 1 番と 63 ページの 2 番が同じやりとりなのに、なぜ片方が 3 条で片方が基盤法なのか、ということであります。

まず、63 ページの基盤法によるやり取りは原則として農振農用地区域に指定された農地をやりとりする場合に使う制度でございます。一方、3 ページの 1 番につきましては、その農振農用地区域から除外された区域の農地でありました。番号は近いんですけども、ちょうどそこで境目があつたということで。

そうなりますと、片方は 3 条で取り扱い、片方は基盤法で申請を受け付けしたというものであります。以上であります。

渡辺清滋 委員
ありがとうございました。

議 長 他にありますか。

加藤健一 代理 はい。

議 長 はい、加藤代理。

加藤健一 代理
ついでに質問しますけども、3 条の方は基盤法に寄せられなかった訳ですが、これは宅地化する見込みがある案件でもあります。これは買った場合に何年間売買ができないんですか。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい、3 条による売買のあと、どれくらいの期間農地として使わなきゃいけないのか、ということですけども、五泉市農業委員会では原則として 1 年または 1 作と考えております。田んぼであれば 1 作、畑であれば 1 年を経過するまでは原状のまま利用、保有してくださいよ、となっております。

なお、3 条の 1 番ですが、本日亀山班長さん達と現地を確認しておりますけども、基盤法にある田んぼと隣接した状態で一体として使われている田んぼでございましたので、宅地化する可能性は極めて低いのかなと考えております。以上であります。

議 長 はい、よろしいですか。

加藤健一 代理 はい。

議 長 他にありませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第 4 条の規定による許可申請は、総数 1 件であります。

17 ページをご覧ください。番号 1 番は愛宕地内の畑 1 筆、面積 365 m²を個人住宅敷地とする永久転用案件であります。

26 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エー(ア) - b - (c)」であります。申請地は、愛宕地内の都市計画用途地域内のため、第 3 種農地と判定されます。第 3 種農地は原則的に転用を認めるとされており、個人住宅敷地として使用することは止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (亀山公子 委員)

はい議長。説明いたします。番号 1 番は愛宕地内の転用済みの農地で、事務局の報告のとおりと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手多数～～

議 長 ええと、お一人様、いかがですか。

～～何事か問う声あり～～

議 長 はい、ありがとうございます。ちょっと休憩いたします。

～～休憩～～

～～再開～～

議 長 再開します。挙手人数が出席者の3分の2以上でございましたので、賛成多数により「議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

続きまして、「議第3号 農地転用事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業変更承認申請は総数1件で、転用目的の変更が1件となっております。

29ページをご覧ください。番号1番は砂利採取に伴う搬出入路として令和3年11月に許可を受けておりましたが、砂利採取への変更を行うものであります。

36ページの審査表をご覧ください。許可区分については前回と変更なく「ア-(イ)-c」であります。申請地は一本杉地内の農用地ですが、砂利採取後に原形復旧するものであり、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用はやむを得ないものと判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 3 号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 3 号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認されました。

続きまして、「議第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第 5 条の規定による許可申請は、総数 3 件で、売買 2 件、使用貸借 1 件であります。

39 ページをご覧ください。番号 1 番は赤海地内の田 10 筆、合計面積 4,047 ㎡を駐車場用地とする永久転用案件で、売買となります。

47 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エー(ア) -b-(c)」であります。申請地は、赤海地内の都市計画用途地域内のため、第 3 種農地と判定されます。第 3 種農地は原則的に転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

40 ページをご覧ください。番号 2 番は南本町 3 丁目地内の田 1 筆、面積 846 ㎡を駐車場用地とする永久転用案件で、売買となります。

54 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「イー(イ) -e-(e)」であります。申請地は、南本町 3 丁目地内の農地で、10ha 以上の広がりのある農地の一部であり第 1 種農地と判定されます。第 1 種農地は転用を認められておりませんが、既存施設の拡張については特例として認められております。周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

40 ページに戻っていただき、番号 3 番は長橋地内の田 1 筆、面積 500 ㎡を個人住宅用地とする永久転用案件で、親子間の使用貸借となります。

60 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カー

(ア)」であります。申請地は、長橋地内の第1種にも第3種にも該当しないその他第2種農地で、周囲を宅地に囲まれた小規模の生産性の低い農地であり周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (亀山公子 委員)

はい議長。説明いたします。

番号1番は赤海地内の田及び畑で、番号2番は南本町3丁目地内の田、番号3番は長橋地内の休耕畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

加藤健一 代理 はい。

議 長 はい、加藤代理。

加藤健一 代理

事務局にお聞きします。議案番号1番の申請書の着工日が許可後となっていて、議案番号2番は8月1日となっています。今日審議して今日からとか8月1日とか着工というのはどういうことなんでしょうか。

議 長 事務局。

阿部係長 はい、お答えいたします。1番につきましては、申請面積が4,047㎡となっておりますので、ここで議決をいただいたあと、県の常設審議会に諮問することになります。その諮問に対する答申が8月16日を予定しておりますので、最短でも8月16日が許可日となる見込みとなっております。従いまして、1番は許可後すみやかに、というふうに考えております。

次に番号2番につきましては、着工日が8月1日となっておりますが、本日7月29日が総会でありますので、これが認められれば明日からでも準備に入りたいという意向でありました。あくまでも予定であります。以上であります。

加藤健一 代理

今ほど、事務局から8月16日の審議会で決まって以降ということではありますが、私も現場を見ましたが、いま作付けされてる訳です。里芋とか田んぼとか。それを8月16日着工というのはできるんですか。

阿部係長　　はい、作付け、農作業が終わり次第と考えております。現時点で畑とお米が植えてありますので、それが終わり次第ということであります。

それ以外の、工事のための準備に入るということを含めて、現地には入らないけれども準備も含めて工事ということで、許可が認められれば速やかに準備に入りたいというふうに理解しております。

議　長　　　加藤代理、いかがですか。

加藤健一　代理
分かりました。

議　長　　　ほかにございませんか。

～～質疑応答なし～～

議　長　　　無ければ、採決に入ります。

「議第４号　農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員なし～～

議　長　　　挙手全員でありますので、「議第４号　農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

局　長　　　はい、議長。

議　長　　　はい、どうぞ。

局　長　　　先ほどの議案第２号の農地法第４条の許可申請におきまして、誤りがございましたのでお詫びいたします。３分の２以上という話をさせていただきましたが、出席人数の過半数で可決となるとなっておりますので、お詫びして訂正いたします。

議　長　　　はい、先ほどの件は過半数に達していたしましたので、採決は申請通り可決といたします。

続きまして、「議第５号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画について」の「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

松村主査　　はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

63 ページをご覧ください。今月は 3 件の申し出がありました。

番号 1 番から 3 番の内容については、令和 4 年 7 月 15 日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号 1 番から 3 番は、売買の案件です。

番号 1 番は、面積 517 m²。番号 1 番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

番号 2 番は、合計面積 11,859 m²。番号 3 番は、合計面積 1,936 m²。

これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「通常案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

今月の通常案件は再設定 2 件の申し出がございました。

67 ページをご覧ください。番号 1 番から 2 番つきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3

項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 6 号 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について」を上程します。

事務局より説明をお願いします。

次 長 はい、議長。

議 長 五十嵐次長。

次 長 はい、議長。

それでは、私の方から「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について」ご説明いたします。総会資料の 71 ページをご覧ください。

意見書につきましては、18 人から 47 件の意見が提出されましたが、7 月 7 日の取りまとめ会議で 17 件に集約しました。15 日の役員会にて、重複部分等を調整するなど精査し、国・県に対する意見を 5 件、市に対する意見を 5 件、その他の意見を 2 件、計 13 件にまとめました。

72 ページの意見書の冒頭部分につきましては、読み上げを省略させていただきます。

次に、73 ページをご覧ください。1、国・県に対する意見ですが、(1)米の消費拡大について、主食である米の消費拡大は日本の農業再生の根幹である。五泉市では米粉麺や米粉パンを取り入れ、完全米飯給食を実施している。全国的に米飯給食の実施回数拡大、米粉の普及など米食を P R し、米の消費拡大施策を進めてほしい。

(2)河川の維持管理について、河川や農業排水路の雑木、雑草の繁茂、川床の土砂の堆積により、大雨で氾濫した際の農作物被害が危惧される。雑木の伐採、除草、蓄積土の除去など継続的に適切な維持管理をしてほしい。

(3)物価高騰対策について、急激な物価高の影響により、肥料や飼料、燃油等の農業資材が高騰しており農業経営が圧迫されている。また、主食用米の価格の下落により、コスト削減など農家の自助努力だけでは限界がある。価格高騰による影響を緩和する補助制度の周知・拡充と米価対策をしてほしい。

(4) 農地の違反転用防止の徹底について、優良農地の確保と計画的な土地利用の推進を図るため、農地の違反転用防止について広報等での啓発活動や建築業者等への指導、周知徹底を図ってほしい。

(5) 有害鳥獣対策について、ここ数年、クマやサル、イノシシ等の有害鳥獣の目撃情報が多くなってきている。農作業を行う上では安心・安全な環境が望ましく、猟友会への支援の継続、若手の育成、担い手となる人材確保等の対策をしてほしい。

以上5点となります。

2、五泉市農業施策に関する意見については、(1) 五泉産の農産物について、橋田地区のキウイフルーツのように新たな五泉の特産物を生み出せるような取り組みを市・JA等が協力してやってほしい。

(2) 農業経営基盤パワーアップ支援事業の継続と支援拡大について、パワーアップ事業は、就農や担い手への支援として非常に効果的な補助金制度であるため、事業の継続と予算の増額、補助限度額の拡大、補助対象の緩和（複数回利用可能）など、より一層の支援をお願いしたい。

74 ページをご覧ください。(3) 補助金制度の見直しについて、経済的な理由から機械の修理・更新ができずに離農していく農家が増えてきている。「人・農地プラン」策定地区や認定農業者、農業法人などに限定されることなく、中規模農家の経営が継続できるような補助金制度の創設をお願いしたい。また、数年前にあった土壌改良剤の購入補助制度について復活してほしい。

(4) 有害鳥獣対策について、サル、イノシシ等による農作物被害が年々増加している。人を怖がらない状態なので、継続的な駆除をお願いしたい。また、サルの存在に慣れ切って農作業をしている高齢者に、追い払いなどの対処方法について周知してほしい。

(5) 新規就農者への支援について、農業者の高齢化、後継者不足から遊休農地の増加が懸念される。遊休農地を就農希望者に貸すなど新規就農者の増加と地域活性化をすべきと考えるが、その前提として、就農希望者に対し収穫した作物を販売先へ繋げるまでの支援など収入面の支援策をお願いしたい。

以上5点になります。

3、その他の意見については、(1) 田んぼのゴミについて、最近、ペットボトルに排泄物を入れたままの状態では田んぼ内にかなりの数が不法投棄されている。警察にも相談しているが処分等に困っており、何か有効な対策はないものか？

(2) 用水路の修繕について、土地改良区に対して、用水路の修繕などなかなか対応してもらえず、支払っている土地改良費への不満が高まっている。用水路の破損箇所への修繕の要望には早急に対応してほしい。の2点になります。説明は以上になります。

議長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

渡辺清滋 委員 はい。

議長 はい、渡辺委員。

渡辺清滋 委員

2 番、渡辺です。1 番の(4)、農地の違反転用防止の徹底について、我々の班から当日発表させていただいたんですが、(5)の有害鳥獣対策は 74 ページの(4)にも有害鳥獣対策についてと書かれています。国・県の鳥獣対策と市の対策と二重に載せているんだと推察しました。

だとすれば、(4)の農地の違反転用防止のところも建築業者が市外の業者でしたので県の関りがあると思いますし、市のチェック体制の部分で関りがある訳ですので、それが大事だという意見があった訳です。

この(4)の問題も、市独自の対策としてどうしたら良いのか、農業委員会だよりも載せていますが、なお充実した啓発活動も必要ということで、なぜ市の方に載せなかったのかお聞かせください。

議 長 事務局。

阿部係長 はい、今回のこともありまして、都市整備課に確認をしまして、どれくらいの案件が、建築確認申請が上がってきているのか、確認いたしました。

そうしましたところ、五泉市で受け付けをするものと検査機関が受け付けするものと 2 系統あるんだそうです。そのうち五泉市に申請書を提出したものは、半年間で 3 件。年間通じて 10 件ないくらいの数であったということであります。

ほとんど多くが、車検で言うと民間車検場といいますか、そちらへ行って直で県に行くんですね。市町村で受け付けして県へ行く流れもあるなかで、多くがそちらの検査機関を通じて県へ上がっていくと。

そして県へ上がってしまったものはこちらで把握できないものですから、ほとんど大多数が県の申請案件になってしまっているのが実情であったために、今回、要望としては国・県へ重きをおいた記載となっております。

議 長 今後、考えていかなければならない大事な案件ですので、今後もまた検討していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

渡辺清滋 委員 はい。

議 長 ほかにございませんか。

～～何事か問う声あり～～

議 長 一旦休憩いたします。

～～休憩～～

～～再開～～

議 長

再開いたします。

それでは採決を行います。

「議第 6 号 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について」は、原案を一部修正のうえ決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長

挙手全員でありますので、「議第 6 号 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について」は、原案を一部修正のうえ決定されました。

以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。これをもちまして、令和 4 年第 7 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 00 分 閉会)